

自走式トイレカー 仕 様 書

令和7年度
門 真 市

令和7年度 自走式トイレカー仕様書

1 目的

この仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が購入するトイレカー（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 納入時期

令和9年2月26日（金）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

3 納入台数

1台

4 納入場所

発注者が指定する場所

5 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。また、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

6 艀装条件

- （1） 被災等で活用するため、移動が可能な車両型トイレを目的に製作するもので、その制作に使用する材質は、JIS規格及び糞尿車登録に係る各規定に基づき精選されたものを使用すること。
- （2） 専用シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艀装するとともに、利用において必要となる資機材等を車載、装備する。
- （3） 艀装後の完成品を運用するうえで、必要な自動車運転免許の種類及び条件は「準中型免許」で運用可能なものであること。
- （4） 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艀装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- （5） この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、

すべて発注者の解釈に従うものとする。

- (6) 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。

7 車両仕様

(1) シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、最新式の製造されたキャブ付きシャシで、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

(2) 型式

ア 使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている形式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なものであること。

イ 最大積載量 3 t 程度のシャシを使用すること。

ウ キャブ内の運転席は、進行方向に対して右側（右ハンドル）とすること。

(3) 車体の形状

- (ア) シングルキャブ(ワイドキャブ)
- (イ) エンジン : ディーゼルエンジン
- (ウ) ホイールベース : メーカー標準仕様
- (エ) 排気量 : 2 9 0 0 c c 以上
- (オ) 最高出力 : 1 0 0 k W 以上
- (カ) 駆動方式・変則装置 : 4WD・AT
- (キ) 乗車人数 : 3 名

(4) 電装関係は以下の通りとする。

- (ア) バッテリー (12V-105AH 以上×1)
- (イ) 外部充電装置 (AC100V-DC12 以上)
- (ウ) バックブザー
- (エ) エアコン(メーカー標準装備)

(5) 計器類は、メーカー標準装備品のものとする。

(6) バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること。

(7) バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。

(8) 給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講じること。

(9) 電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。

(10) 架装オプションは以下のとおり。

- (ア) バックカメラ (ルームミラータイプ) 一式を適切な位置に取り付けること。
- (イ) カーナビゲーション (モニターも含む) 一式を適切な位置に取り付けること。
- (ウ) ドライブレコーダー (前方) 一式を適切な位置に取り付けること。

- (エ) コーナーセンサー 一式を設けること。
- (10) 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。
- (11) シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的にできるものであること。
- また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。
- (12) シャシフレームに艀装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。
- (13) 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。
- (14) 付属品は以下の通りとする。
- (ア) スペアタイヤ 1本
 - (イ) タイヤチェーン 一式
 - (ウ) キー（スペアキー含む）
 - (エ) パワードアロック
 - (オ) ワイヤレスドアロック
 - (カ) フロアーマット 一式
 - (キ) 標準工具 一式
 - (ク) 寒冷地仕様
 - (ケ) パワーステアリング装置
 - (コ) A B S 装置
 - (サ) S R S エアバック（運転席・助手席の両席）
 - (シ) 被害軽減（自動）ブレーキ機能
 - (ス) パワーウィンドウ
 - (セ) 泥除け、サイドバイザー
 - (ソ) サンバイザー（運転席・助手席）
 - (タ) L E D ヘッドライト
 - (チ) L E D フォグランプ（フロント）
 - (ツ) 牽引フック
 - (テ) 停止表示器材（板）
 - (ト) 輪留め
- (15) 車両用幌カバー
- 車両の保管用として、艀装部全体を覆う、幌カバーを製作すること。カバーは移動時には折り畳んで車内に収納できるようにすること。カバーの両側面には「(市章) 門真市」を印刷すること。文字の大きさは 25 cm 程度とすること。
- (16) その他の項目は、シャシメーカー標準仕様とする。

8 艀装仕様

艀装形態は、災害用トイレカーとして機能を満たし、かつ内装設計に準じたものとし、制作に使用する全ての材質は精選された耐久性に富むものを使用すること。

(1) 完成車両寸法

全長 7,100 ± 200mm 程度

全幅 2,200 ± 200mm 程度

全高 3,200 ± 200mm 程度

以上を基準とするが、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(2) 車両全般の艀装

(ア) 艀装材料の厚さは、側板 2.0mm 以上とすること。

(イ) 車両側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。

(ウ) 運転席の室内外使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するものであること。

(エ) 乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること。

(オ) ステップ類はすべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。

(カ) ステンレス材料を直接骨材、外板等に取り付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。

(キ) ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること。

(ク) 艀装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

(3) キャブ内の艀装

(ア) 走行時において、乗車人員の安全に必要な手すり等安全帯を設けること。

(イ) ルームライトは車両標準装備のものとす。

(ウ) バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。また、走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間 5～6 時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置個所を設けるものとする。

(エ) 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。

(オ) キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザーを 2 枚取り付けること。

(4) トイレ設備艀装

(ア) 全長 5,000 ± 200mm 程度

全幅 2,100 ± 200mm 程度

全高 2,000 ± 200mm 程度

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(イ) トイレ室の配置設計は、男性用、女性用、多機能用に区分したうえで、各室にドアを設置し、室内用途別に間仕切りを設置すること。

(ウ) 各個室便所及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能用トイレについては、車いす利用者及びその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。

(エ) 便器は陶器製又は同等以上の製品で、水洗式小便器、大便器及びオストメイト便器とし、設置個数は以下の個数以上とする。

ア 男性用 小便器：1 大便器：2

イ 女性用 大便器：2

ウ 多機能用 大便器：1 オストメイト便器：1

(オ) 多機能用のトイレ室にはベビーキープ、おむつ交換台及び車いす用補助アームを各1基ずつ設置すること。

(カ) 大便器は、洋式便座（温水洗浄便座）とすること。

(キ) 大便器は、全て手洗い式とすること。なお、区分室内の余剰部に各1基の手洗い機器を設置することで、これに代えることも可とする。

(ク) 大便器設置の各室には、適切な位置にトイレトペーパーホルダー、手すり、トイレ用擬音装置及び小物収納棚を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。

(ケ) LED 照明を以下のとおり設置すること。

ア 男性用トイレ前通路 1灯

イ 女性用トイレ前通路 1灯

ウ 男子トイレ個室 各1灯(各2灯)

エ 女子トイレ個室 各1灯(各2灯)

オ 多機能用トイレ室内 1灯

合計 7灯

(コ) 多機能用のトイレ室内には、快適に過ごせるよう家庭用エアコンを設け、外部AC100Vを入力することで作動できるようにすること。

(サ) 川水やプール等の水を汲み上げ、使用することも想定されるため、浄水設備を設置すること。

(シ) バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部AC100V電源入力のどちらでも可能なこと。さらに、ボディー天井に取り付けているソーラーパネルから充電可能とすること。

(ス) 発電機には、温水洗浄便座、トイレ架装部分のエアコン等に接続できるよう、配線等も含めること。

(5) 車体側面

- (ア) 男性用出入口として、車体側面の左側に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
 - (イ) 女性用出入口として、車体側面の右側(前方)に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
 - (ウ) 多機能用出入口として、車体側面の右側(後方)に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。
 - (エ) 各出入口に昇降用階段を用意する。
 - (オ) 昇降時の安全配慮のため、出入り口部に手すりを取り付けること。
- (6) 車体後部
- (ア) 車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための車椅子昇降用リフトを設置すること。
 - (イ) 車椅子昇降用リフトは、内部に格納できること。
- (7) 車体上部
- (ア) 荷室上部に換気扇3箇所を適切な場所に設けること。
 - (イ) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを設けること。
- (8) 車体下部
- (ア) 給水用タンク補充用の給水口を設置すること。
 - (イ) 水道用のポンプを設置すること。
 - (ウ) 排水用タンク処理用の排水口を設けること。また、排水できない状況も考慮し、排水用タンクには汲み取り口を設けること。
 - (エ) 上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。
- (9) 給水用タンク
- トイレ水洗及び手洗い用の水補給用として700ℓ以上の容量の貯水タンクを車両に取り付けること。
- (10) 水道用ポンプ
- (ア) 水道用ポンプは、受注者仕様を基本とし、車内貯水槽からの送水ポンプ1基、外部送水1基を設置すること。
 - (イ) 動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。
- (11) 中継用水中ポンプの用意
- 断水時による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプ(ホース含む一式)1基を別に用意し、車内に搭載すること。
- (12) 排水用タンク
- 汚水等の一時蓄積用として、950ℓ以上の容量のタンクを車両に取り付けること。
- (13) 排水口
- 排水用タンク内の汚水処理用の排水口設置を行うこと。(便槽タンクから汲取口及び強制排水口を取り付けること。)また、トイレ設備へ送水するための電動ポンプを

取り付けること。

(14) その他

(ア) 各収納ボックス・棚は、艀装が可能な範囲で最大とする。

(イ) ボックス・ステップ・床等で水が滞留する恐れのある個所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

(15) ラッピング

指定のロゴマーク等を荷室の両サイド各面と後部面に施すこととし、デザイン及びロゴマークの詳細は発注者と協議を実施すること。

9 検 査

完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

10 保 証

(1) 保証期間は、納入の日より1年間とする。但し、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行なうこととする。

(2) 上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。

(3) 完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

11 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

12 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

13 諸手続き等

(1) トイレカーは糞尿車登録とすること。

(2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。

(3) 自動車リサイクル料金は、車両の販売価格に含むものとする。

(4) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税は除く。

- (5) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

14 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の図書を2部提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。また、車両作成に当たっては、発注者と受注者間で予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。
- (ア) 製作工程表
 - (イ) 概要図
 - (ウ) 荷室内装図面
 - (エ) 寸法入りシャシ図面(カタログ等)
 - (オ) シャシ及びエンジン諸元表(カタログ等)
 - (カ) その他、発注者が指示するもの
- (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を2部提出すること。
- (ア) 納品書
 - (イ) 概要図
 - (ウ) 取扱い説明書
 - (エ) 車両保証書
 - (オ) 写真(CD-R等により提出すること)
 - ア 艀装完成車 前・後・左・右・上
 - イ 制作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの
 - (カ) リサイクル券
 - (キ) 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - (ク) その他、発注者が指示するもの。

15 その他の留意事項

- (1) 納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。
- (2) 各部の清掃手入を実施の上、発注者へ納入すること。
- (3) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (4) 艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (6) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。

16 参考(車両イメージ図)

